

石川県防災・減災推進条例検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 石川県における防災・減災対策を推進するために必要となる事項について、有識者等の関係者による検討を行い、防災・減災に関する条例を策定することを目的に、「石川県防災・減災推進条例検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 石川県防災・減災推進条例(仮称)の検討に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、県が招集する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長が出席できない場合などは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、第1条に定める目的が達成されたときに廃止するものとする。

(事務局)

第4条 委員会の庶務は、危機管理部危機管理政策課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行する。